

協議事項（１）

平成 30 年度青少年健全育成事業結果について

月	会議・研修等	啓発・その他
4		青少年健全育成会・育成協議会活動推進事業の委託及び事業計画の承認
5		
6		
7	青少年健全育成連絡協議会 5日(木) 15:00～ 青少年の家 ・H29 事業結果・H30 事業計画 ・情報交換 など	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動 夏期(7～8月) ・広報紙等による啓発 非行・被害防止街頭一斉啓発 (街頭指導委員部会別)
8		青少年健全育成顕彰候補者推薦(11/30 期限)
9		
10		青少年によい本をすすめる県民運動 ・広報紙等による啓発
11		子ども・若者育成支援県民運動 ・広報紙等による啓発
12	青少年健全育成連絡協議会 13日(木) 15:00～ 青少年の家 ・被顕彰者の選考 など	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動 冬期(12～1月) ・広報紙等による啓発
1		
2	青少年健全育成推進大会 16日(土) 14:00～ 文化センターマツバホール ・顕彰者の表彰 小学生 21人 中学生 8人 指導者 個人 11人 団体 2団体	青少年育成功労者の顕彰 「家庭の日」県民運動 ・広報紙等による啓発
3		青少年健全育成会等活動推進委託事業実績の報告 愛護センターだよりの発行

有害環境浄化事業（「ポイボックス」回収状況）

場 所	回 収 数	30年度	29年度	28年度
青少年の家東側	総 数	311	338	287
	うち有害図書等	307	343	264

地域のおじさん・おばさん運動

No.	小学校区	登 録 人 数			
		31年3月末	30年3月末	29年3月末	28年3月末
	計	1,072	1,073	1,104	1,221

※地域のおじさん・おばさん運動は平成30年度をもって廃止

こども110番の家

No.	小学校区	設 置 数					
		31年3月末			30年3月末		
		市委嘱	警察委嘱	内兼務	市委嘱	警察委嘱	内兼務
	計	1,110	124	13	1,080	128	13
		1,221			1,195		

「家庭の日」の推進

毎月第3日曜日「家庭の日」に家族で利用する場合に体育室の無料開放を実施
 ・卓球とニュースポーツ（午前中のみ）無料開放 110組 353人

協議事項（２）

令和元年度青少年健全育成事業計画（案）について

月	会議・研修等	啓発・その他
4		青少年健全育成会・育成協議会活動推進事業の委託及び事業計画の承認
5		
6		
7	青少年健全育成連絡協議会 5日（金）15:00～青少年の家 ・H30 事業結果・R1 事業計画 ・情報交換 など	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動 夏期（7～8月） ・広報紙等による啓発
8		
9		青少年健全育成顕彰候補者推薦 （11/29 期限）
10		青少年によい本をすすめる県民運動 ・広報紙等による啓発
11		子ども・若者育成支援県民運動 ・広報紙等による啓発
12	青少年健全育成連絡協議会（予定） ・被顕彰者の選考 など	青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動 冬期（12～1月） ・広報紙等による啓発
1		
2	青少年健全育成推進大会 15日（土）14:00～ 文化センターマツバホール ・顕彰者の表彰	青少年育成功労者の顕彰 「家庭の日」県民運動 ・広報紙等による啓発
3		青少年健全育成会等活動推進委託事業実績の報告 愛護センターだよりの発行

その他の事業

◎有害環境浄化事業

有害図書類回収箱(ポイボックス)による有害図書類の回収

◎「こども110番の家」の募集

◎「家庭の日」推進

毎月第3日曜日(午前、午後)青少年の家体育室を家族の利用者に卓球、ニュースポーツ(午前10時～正午)の場合無料開放

協議事項（３）

安城市青少年健全育成顕彰について

ア 顕彰要綱について

イ 推薦枠について

① 児童・生徒（３６）

各学区育成会 各１（小学校２１、中学校８、高校・養護学校７）

② 指導育成者・団体 ※人数の制限なし

各育成協議会（中学校区、高等学校区）

全市的な団体（例 スカウト、体育協会、スポーツ少年団等）

③ 推薦書提出期限 令和元年１１月２９日（金）

安城市青少年健全育成顕彰要綱

1 趣 旨

次代を担う青少年を健全でたくましく育成することは、我々の責務であり願いでもある。日頃から地域において、青少年の健全育成に向けて活動している指導育成者を顕彰することにより、一層の活動を奨励するとともに、青少年健全育成意識の高揚を図る。また、健全明朗で他の模範となる児童・生徒・青少年及び青年団体が公共奉仕活動等に積極的に参加し、併せてこれらの指導育成に率先して励んでいる青少年を顕彰する。

2 主 催 安城市・安城市教育委員会・安城市青少年健全育成連絡協議会

3 顕彰基準

次のいずれかに該当する指導育成者、児童・生徒、青少年及び青年団体（以下「者」という。）を顕彰する。ただし、過去１０年以内に青少年の健全育成に関する活動について叙勲、褒賞または表彰（本表彰を含む）を受けた者を除く。

（１）公共生活への貢献

公共物の愛護・公衆道徳の実践、公共社会・団体・地域・学校などのために尽くし、他の模範となる者。

（２）自然と文化財保護

清掃美化など環境衛生に継続的に尽くした者。

文化財等の愛護保存活動に尽くした者。

（３）事故防止・人命救助・防火・防犯活動

交通整理・水難防止その他事故防止に貢献し、継続的に活動している者。または実践した者。

（４）青少年指導

子ども会の指導、年少者の教育・指導、非行少年の善導などを継続的に行い、他の模範となる者

（５）社会福祉

社会福祉施設または不遇の人達への慰問活動・各種奉仕・金品の寄付、その他社会福祉に尽くした者。

（６）隣人愛・個人生活の徳行

隣人・友人など特定の人に対する援助・徳行。家庭又は親族間における徳行、個人的儉約などで特に顕著な者。

(7) その他

上記各号に掲げるものの他、特に顕彰にふさわしい行為、活動があった者。

4 推 薦

この顕彰に該当する者の推薦は、別に定める様式により行うこととし、当該機関、団体、事業所の長（代表者）から提出された書類を当該学区青少年健全育成協議会で審議した上、安城市青少年健全育成連絡協議会あてに推薦する。ただし、全市的な活動団体からの推薦はこの限りではない。

5 選 考

被顕彰者の選考は、提出された推薦書に基づき、安城市青少年健全育成連絡協議会が審議し決定する。

6 顕 彰

顕彰は原則として安城市青少年健全育成推進大会において表彰式を開催し、安城市教育委員会が表彰状を授与して行う。

7 そ の 他

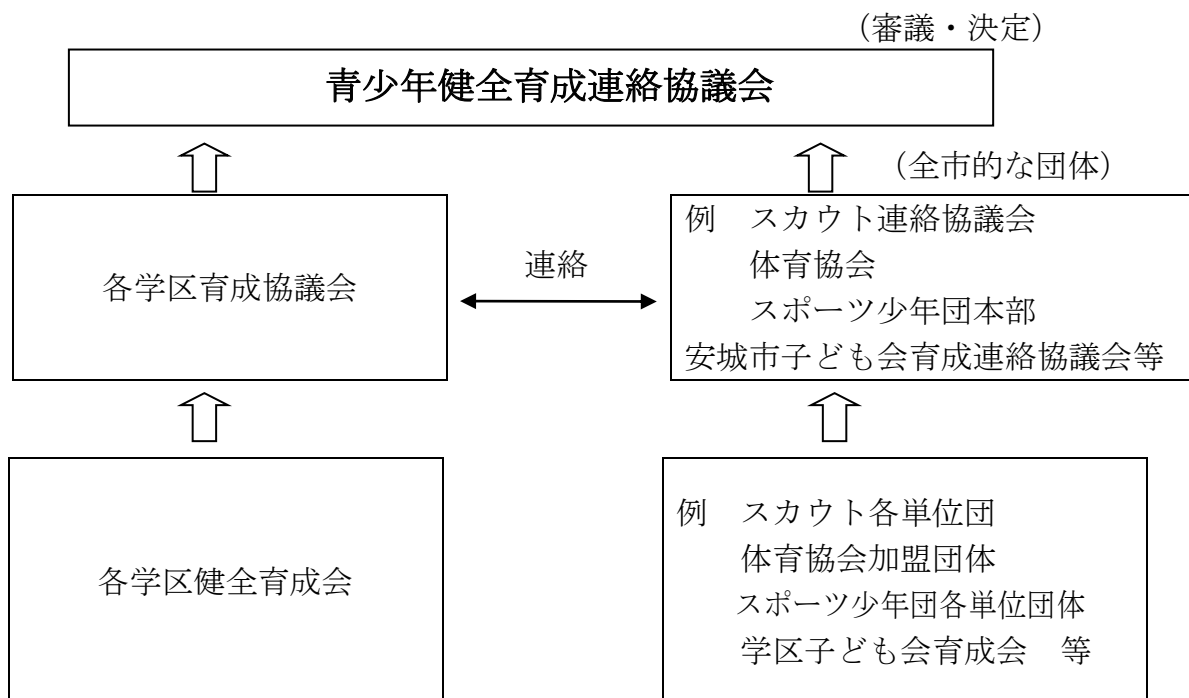
(1) この要綱に定めのない事項は、安城市青少年健全育成連絡協議会で審議し決定する。

(2) これに必要な事務は、安城市青少年愛護センターで行う。

安城市青少年健全育成顕彰要綱にかかる内規

- 1 青少年健全育成指導者として、国や地方公共団体等からの委嘱をうけているなどしている者の顕彰はできるだけ避ける。
- 2 青少年の顕彰のうち生徒会活動は各学校1名以内とする。
- 3 教育委員会職員及び教員は顕彰の対象者としない。
- 4 防犯、防火、人命救助は過去1ヵ年以内の行為を対象とする。
- 5 継続的とは、5年以上常時または定期的(年に数回以上)に活動している状態をいう。

顕彰推薦経路図



報告事項（１）

令和元年度学区青少年健全育成推進事業計画について

青少年健全育成協議会名	会 長	事業推進内容	
		会議・情報交換	その他
安城南中学校区	南中 PTA 会長 / 澤田 一樹	2 回	
安城北中学校区	北中会会長 / 大見 健治	2 回	
明祥中学校区	明祥中 PTA 会長 / 浅岡 宏明	2 回	
安城西中学校区	福釜町内会長 / 柴田 昭三	2 回	
桜井中学校区	桜井連合町内会長 / 石原 照彦	2 回	
東山中学校区	東山中 PTA 会長 / 内田 善信	2 回	
安祥中学校区	古井町内会長 / 稲垣 実	2 回	
篠目中学校区	井杭山町内会長 / 石川 伸男	2 回	
高等学校区	安城高等学校 / 神谷 康夫	2 回	

令和元年度青少年をすこやかにはぐくむ都市推進事業計画

健全育成会名	推 進 テ ー マ	主 な 事 業 等
安城中部小学校区	青少年健全育成を学区・地域・家庭においてどのように推進するか	交通教室、ふれあい会議 感謝の会
安城南部小学校区	心豊かで、たくましく生きる子どもを育てよう	サイバー犯罪防止講話 非行防止標語、ポスターの募集
安城西部小学校区	家庭・地域・学校が連携して、あいさつ運動・花いっぱい・笑顔いっぱい・元気いっぱい運動を推進する	学区あいさつ運動 標語、ポスターの募集
安城東部小学校区	学区の人々の理解と協力により、青少年を温かく見守り、健全育成を図ろう	親子ふれあい活動 郷土の日の学習
安城北部小学校区	学校、家庭、地域の連携で青少年の健全育成を図る 安全に生活できる環境づくりと、地域を愛する心を育てる	標語、作文、ポスターの 募集、地域別委員による パトロール
錦町小学校区	1.「あいさつ運動」の推進 2.児童の安心安全を確保する活動の推進 3.学校・家庭・地域の連携による児童の健全育成	あいさつ運動、親子学級 地域安全パトロール
高棚小学校区	地域の子どもは、地域で守り、育てる	あいさつ運動、子ども見 守り隊による防犯パト ロール
明和小学校区	温かく思いやりあふれる学校・地域づくり	栽培活動 地域ぐるみの油ヶ淵清掃
志貴小学校区	地域が一体となって児童の健全育成に取り組もう	交通事故防止立看板設置 地域別ラジオ体操の会
桜井小学校区	・地域との連携を強め、青少年の健全育成を推進し、環境浄化に努める ・街頭補導の充実で青少年の非行を防止し、明るい町づくりを推進する	あいさつ運動、親子標語 づくり、非行防止運動
作野小学校区	明るく まじめに がんばる 作野っ子の育成	子ども 110 番の家ウォー クラリー、教育講演会
祥南小学校区	地域社会・関係機関との密接な連携により、青少年健全育成活動を推進する - あいさつ運動の推進と地域の人々とのふれあい活動を深めよう -	親子ふれあい教室 標語募集・看板設置 ありがとう集会
丈山小学校区	学校と地域の連帯・協調を図り、明るい街・家庭づくりの推進	地域安全パトロール情報 交換会、標語づくり

健全育成会名	推進テーマ	主な事業等
二本木小学校区	地域住民の総意を結集し、児童の健全育成を図る	二本木子ども発表会 長期休業中街頭指導
里町小学校区	思いやり いつでも どこでも だれにでも	標語の募集、セーフティ マップ製作
桜町小学校	学校と地域の連帯・協調を図り、明るい街・家庭づくりの推進	あいさつ運動、下校時パ トロール
桜林小学校区	はぐくもう「やさしさ・かしこさ・たくましさ」	読書励月月間、安全安心 マップ点検
新田小学校区	地域を愛する新田っ子の育成	安心(防犯)教室、子ども 見守り隊の活動
今池小学校区	自分からあいさつができる児童の育成	子ども 110 番の家親子ウ ォークラリー、標語募集
三河安城小学校区	みんなで育てよう“かしこく なかよく 元気な 子”	あいさつ運動、交通安全 教室
梨の里小学校区	地域・家庭とともにすすめる安全・安心の学校づく り	不審者情報伝達訓練、携 帯スマホ教室
安城南中学校区	地域、家庭、学校でつくるふれあいの輪	標語募集、家庭の日の推 進
安城北中学校区	人づくり・まちづくり	生徒指導講話会、あいさ つ運動
明祥中学校区	いのちを大切に生き、心豊かで地域から頼りにされ る中学生	人権標語への取り組み ボランティア参加者の表彰
安城西中学校区	学校・家庭・地域の連携で青少年の健全育成を図る	あいさつ運動、ボランテ ィア美化活動
桜井中学校区	(1)「あいさつ運動」の推進 (2)学校・家庭・地域の相互連携の推進	「あいさつ運動」の推進 ケータイ安全教室
東山中学校区	心身共に健康で、和やかで活発な青少年を育成する	あいさつ運動 ルートワンボランティア
安祥中学校区	心身共に健康で、社会性豊かなたくましい生徒の育 成	あいさつ運動、学区街頭 指導
篠目中学校区	豊かな人間性を持ち、自らの生き方を考える生徒の 育成	P T A あいさつ運動 クリーンウォーク
安城高等学校区	「いってきます」で始まる生活習慣と、元気に「ただい ま」と言える学校生活の充実を実現するため、安城高校 生として、学習活動と部活動に取組み、保護者および地 域社会の期待に応える人間を育てる	交通安全講話 薬物乱用防止教室 人権講話、校外巡視
安城農林高等学校区	生徒の健全育成・非行防止・交通安全・家庭との連 携	情報モラル講座 薬物乱用防止講話
安城東高等学校区	学校・家庭・地域社会と連携し、本校生徒の健全育 成の推進を図る	身だしなみ指導 交通安全街頭指導
安城南高等学校区	子どもの登下校中の事件、事故を防ぐ	交通安全講話、薬物乱用 防止教室
安城学園高等学校区	社会と学校のマナーとルールを学ばせる	防犯講話、校門指導 地域懇談会
安城生活福祉高等専修学校区	人として大切な礼儀やマナーを自覚させ、誠実な社 会人となるための人格形成を目指す	サイバー犯罪防止指導 ケータイ・スマホ安全講話
安城特別支援学校区	健康で明るく、最後までがんばる、気力のある子の 育成	交通安全指導、長期休業 中の生活指導街頭指導

報告事項（２）

困難を抱える若者支援事業について

ア 平成30年度事業結果

（ア）若者相談窓口

相談日時：毎週水曜日 午前9時～正午 相談者数 33人 延べ105回

（イ）親の学習会（ほっと一息サロン）

引きこもりなどの問題を抱える子どもの家族が集う学習会 5回 延べ111人

（ウ）若者支援シンポジウム「安城市の若者支援の今後を考える」

平成31年3月16日（木） 文化センター大会議室 100人

イ 令和元年度事業計画

（ア）若者支援地域協議会の設立

令和元年7月19日 若者支援地域協議会代表者会議

令和元年9月 若者支援地域協議会実務者会議

令和2年2月 若者支援地域協議会実務者会議

（イ）若者相談窓口

相談日時：毎週水曜日 午前10時～午後3時 毎月第1土曜日 午前10時～正午

（ウ）親の学習会（ほっと一息サロン） 6回

（エ）若者支援シンポジウム

報告事項（３）

安城市社会教育委員について